

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和25年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年9月29日から25年2月1日まで
私は、昭和21年6月にA社に入社し、期間に空白が無く次の事業所に勤務したが、24年9月29日以降の厚生年金保険の記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申述内容等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和25年2月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年9月29日の資格喪失時の社会保険事務所（当時）の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に閉鎖している上、当時の事業主及び役員の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、Bセンター）における資格取得日に係る記録を昭和59年5月23日に、資格喪失日に係る記録を60年5月20日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から60年5月まで

A病院に昭和59年5月から60年5月までC職として勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同じ病院に4、5年後にC職として働いた人の中で、厚生年金保険に加入している人と、加入していない人がいると聞いている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bセンターから提出された人事記録及び在職証明書から、申立人が申立期間において医員（C職）として在職していたことが認められる。

また、事業主からは、申立人は医員として厚生年金保険に加入していたと思われるとの回答がある上、申立期間当時、医員として勤務していた複数の同僚に厚生年金保険の加入記録があることが社会保険事務所（当時）の記録により確認できる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことについてBセンターD課では、「当時の資料が残されていないため、事実関係は不明であるものの、当時は社会保険事務と経理事務の担当が別であったこと、社会保険の届出がさかのぼって行われたこと等の事情を考慮すると、申立人を含む多数の医員について、給与から厚生年金保険料を控除していたことも考えられる。」とし、申立人の申立期間の在職に加え、保険料を

控除していたとする証明書を提出している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る人事記録等から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、及びこれに基づく定時決定や被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、Bセンター）における資格取得日に係る記録を平成元年6月2日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月2日から同年12月1日まで

A病院に平成元年6月2日から同年12月1日までC職として勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。一緒に異動となった同僚には当該記録があるのに自分の記録が無いのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA病院における人事記録の写し及びBセンターから提供された在職証明書により、申立人が、平成元年6月2日から同年12月1日までC職として同病院に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人及び同僚の証言により申立人と同様にD病院からA病院に異動していることが確認できた同僚のC職のうち、12人中7人が、同病院において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人を含む5人については同資格記録が確認できないところ、資格取得している7人の当該取得日はいずれも平成元年6月2日であるが、社会保険事務所（当時）におけるその記録の処理日は、4人については同年7月11日であり、3人については同年10月18日となっていることが確認できることから、当該3人については、同病院から社会保険事務所に対し、資格取得の届出がさかのぼって行われたことが推認できる。

一方、前述のような状況を含め、Bセンターに申立人の厚生年金保険の加入について照会したところ、「当時の資料が残されていないため、申立人に係る厚生年金保険への加入の有無、及び給与からの厚生年金保険料控除の有無については不明であるものの、当時の社会保険事務と経理事務の担当が別であったこと、社会保険の届出がさかのぼって行われたこと等の事情を考慮すると、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことも考えられる。」とし、申立人の申立期間の在職に加え、保険料を控除していたとする証明書を提出している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A病院において被保険者記録がある同僚の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から14年3月まで

私は、怪我のため障害基礎年金を数年間受給したが、症状が良化したことにより障害基礎年金の支給が停止となり、その後、国民年金の保険料を納付してきた。年金のありがたさを知るとともに、恩返しのために保険料を納付してきたので、申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、障害基礎年金の支給が停止された後、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、A市が保管している申立人の平成13年及び14年の所得関係資料に記載されている社会保険料控除額には、申立期間のうち、13年及び14年の国民年金保険料については含まれていないことが推認される。

また、平成11年1月から15年9月まで勤務した事業所において、保管されている年末調整時に提出された国民年金保険料の領収書は、申立期間後の14年4月から同年10月までの7か月分のみである。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた二つの市において、長期間にわたり記録の管理を誤ることは考え難い上、当時は、電算機による事務処理の機械化が図られていたこと、及び平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されたことに伴い、記録管理の誤りの可能性も低いと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から9年6月まで
申立期間の国民年金保険料については、母が納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の国民年金被保険者資格については、オンライン記録により、平成2年6月に取得した厚生年金保険の手帳記号番号を基礎年金番号として、基礎年金番号制度導入後の11年9月1日に新規取得していることが確認でき、申立人はこの時期に国民年金に加入したものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の資格記録欄には、申立期間に係る記載が無いことから、申立期間については、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、その両親が国民年金と国民健康保険の加入手続きを一緒に行っていたと申述しているが、市の記録によれば、平成11年9月から12年2月までの期間及び15年5月以降の期間については、国民年金及び国民健康保険に加入しているが、申立期間については、国民年金及び国民健康保険のいずれにも加入した形跡もみられない上、申立期間中に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 2 年 5 月までの期間及び 3 年 12 月から 5 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から平成 2 年 5 月まで
② 平成 3 年 12 月から 5 年 10 月まで

申立期間について、国民年金に未加入とされているが、会社を退職したため、国民年金と国民健康保険に加入し、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金に加入し保険料を納付していたと主張しているが、市の国民年金被保険者名簿には、申立期間①及び②についての加入記録は記載されておらず、その記載内容に不自然な点は見当たらない上、申立人が所持している年金手帳にも、申立期間①及び②の被保険者資格の加入記録は記載されていない。

また、申立人が国民年金の被保険者資格を喪失した昭和 61 年 12 月から被保険者資格を再取得した平成 10 年 1 月までの期間において住所地の変更が無いことから、その期間内にある 2 回の申立期間について、被保険者資格の取得及び喪失の届出の機会において市が記録の管理を誤ることは考え難い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 55 年 3 月に結婚して間もなく、国民年金保険料追納のはがきを送付されてきたので、妻が妻の預金を下ろして A 信用金庫にはがきを持って行き保険料を納付した。給料が安くて納付できなかった結婚前のときのもので、妻には言っていなかったことだったので、結婚後初めてのけんかになった。そのため、よく覚えている。申立期間の国民年金保険料が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後間もなく、保険料の追納のはがきを送付されてきたので、そのはがきにより、その妻が過去の未納保険料と追納保険料をまとめて納付したと申述しているところ、申立人の申請免除期間は昭和 54 年度であり、その翌年度である 55 年度に追納のはがきを送付されることは考え難い上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立期間①直後の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの保険料を 55 年 12 月に過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間①については時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間②は申請免除の期間であり、その保険料を追納するためには、本人からの申出により納付書の交付を受けて保険料を納付しなければならないが、申立人及びその妻は追納に係る手続や保険料額等についての記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月ごろから 62 年 6 月ごろまで
A社に昭和 61 年 1 月ごろから 62 年 6 月ごろまで勤務したが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。会社から健康保険証をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述及び同僚が「申立人は、B職として勤務していた。昭和 62 年前後に面識があった。」と証言していることにより推認できる。

しかしながら、当該事業所は「申立人に係る資料は無く、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立期間当時の同僚は「厚生年金保険に加入しない従業員もいたと思う。」と証言していることから、当該事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の氏名は見当たらないほか、申立期間において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、記録の欠落があったとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録においても、当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 1 日から 5 年 2 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与の振込金額は月額 30 万円ないし 40 万円くらいであったにもかかわらず、15 万円と記録されている。申立期間について給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が保有する預金通帳により、申立期間においてA社からの振込金額が月額 30 万円ないし 40 万円くらいであることが確認でき、給与明細書は同社から渡されなかったため無いものの、標準報酬月額が 15 万円と記録されているのは誤りであると申し立てている。

しかしながら、当該事業所は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人あてに振り込まれた金額が標準報酬月額よりも高額であることについても資料が保管されておらず不明としていることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立人が当該事業所の取締役を辞任した平成 3 年 1 月の翌月から 4 か月目の同年 5 月からの標準報酬月額が同年 5 月 21 日に 41 万円から 15 万円とする随時改定による処理が行われていること、同年 9 月 3 日に同年 10 月からの標準報酬月額が同額の 15 万円とする定時決定による処理が行われていること、4 年 8 月 19 日に同年 10 月からの標準報酬月額が同額の 15 万円とする定時決定による処理が行われていることから、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は

見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。